

により学校に置かれるものをいう。)に改め、同項第四号中「非常災害等」を「非常災害の場合、児童(幼児を含む。以下同じ。)又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第七条第一項第三号中「、勤務時間条例」を「若しくは勤務時間条例」に改め、「若しくは前条第三項に規定する職務に専念する義務を免除する時間」を削る。

(教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第二条 教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和五十八年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県立特殊教育学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十五号

秋田県立特殊教育学校設置条例の一部を改正する条例

秋田県立特殊教育学校設置条例(昭和三十九年秋田県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表秋田県立本荘養護学校の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に秋田県立本荘養護学校高等部に在学する者は、平成十六年四月一日に秋田県立秋田養護学校高等部に転学させるものとする。

3 前項の規定により秋田県立秋田養護学校高等部に転学させた者については、秋田県立本荘養護学校高等部における在学年数は、秋田県立秋田養護学校高等部における在学年数とみなし、秋田県立本荘養護学校高等部において履修した課程は、秋田県立秋田養護学校高等部において履修したものとみなす。

秋田県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十六号

秋田県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田県立高等学校授業料等徴収条例（昭和二十四年秋田県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号(一)中「九、三〇〇円」を「九、六〇〇円」に改め、同号(二)中「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同号(三)中「九、三〇〇円」を「九、六〇〇円」に改め、同条第四号中「三二〇円」を「三二〇円」に改め、同条第五号中「一、六二〇円」を「一、六八〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十七号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十七年秋田県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号(一)中「四、一六二人」を「四、〇八〇人」に改め、同号(二)中「三一〇人」を「三〇一人」に改め、同号(三)中「四〇人」を「三七人」に改め、同号(四)中「三二五人」を「三〇七人」に改め、同条第二号(一)中「二、四六九人」を「二、四三三人」に改め、同号(二)中「一三六人」を「一三七人」に改め、同号(三)中「一一人」を「一三人」に改め、同号(四)中「一三七八人」を「一三七七人」に改め、同条第三号中「八三人」を「八四人」に改める。

第二条第一号(一)中「二、六一九人」を「二、五八三人」に改め、同号(二)中「一一八人」を「一一五人」に改め、同条第三号(一)中「二八人」を「一七人」に改める。

第三条第一号中「一〇九人」を「九五五人」に改める。

第四条第一号中「七七八人」を「七七九人」に改め、同条第二号中「八八八人」を「七八八人」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十八号

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部を改正する条例

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和五十年秋田県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）による日本育英会の学資金の貸与又は」を削る。

附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

2 平成十六年度以前に高等学校の定時制課程又は通信制課程に入学した者に対するこの条例による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例第二条の規定の適用については、同条第四号中「財団法人秋田県育英会」とあるのは、「独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十四条第一項の規定による第一種学資金の貸与又は財団法人秋田県育英会」とする。

秋田県美術品取得基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十九号

秋田県美術品取得基金条例の一部を改正する条例

秋田県美術品取得基金条例（昭和五十五年秋田県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「取得し」の下に「、及び適切に管理し」を加える。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県立スポーツ会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十号

秋田県立スポーツ会館条例の一部を改正する条例

秋田県立スポーツ会館条例（昭和五十三年秋田県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

「体 育 場

別表第一の表中 剣 道 場 を「体 育 場」に改め、弓道場の項を削り、「ウエイトリフティング場」を「ウエイトリフティング場」に改め、別

柔 道 場

表第二第一号中「体育場等」を「体育場及びウエイトリフティング場」に改め、同号の表の備考一中「、剣道場、柔道場、弓道場又はウエイトリフティング場」を「又はウエイトリフティング場」に改め、別表第三第一号中「剣道場等」を「ウエイトリフティング場」に改め、同号の表の備考一中「剣道場、柔道場、弓道場又はウエイトリフティング場」を「ウエイトリフティング場」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十一号

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例

秋田県警察組織条例（昭和二十九年秋田県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条に次の三号を加える。

五 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

六 組織犯罪の取締りに関すること（他の部に属する事務を除く。）。

七 国際捜査共助に関すること。

第七条中第六号及び第七号を削り、第五号を第七号とし、第四号を削り、第三号を第六号とし、第二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 五 災害警備に関すること。
- 第七条第一号の次に次の二号を加える。
- 二 警衛に関すること。
- 三 警護に関すること。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十二号

秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例

秋田県警察職員定数条例(昭和二十九年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八四人」を「八六人」に、「一七三人」を「二七四人」に、「一、〇四八人」を「一、〇五九人」に、「五四九人」を「五五五人」に、「二、二九一人」を「二、三二一人」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

企業職員の給与の種類および基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四十三号

企業職員の給与の種類および基準を定める条例等の一部を改正する条例

(企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部改正)

第一条 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「(いう。)」の下に「をいう」を加える。

第十三条第二項第三号及び第十三条の四中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第二条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第三条第二項の職員」を「第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第三条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」に改める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第四条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第三条第二項の職員」を「第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第三条第二項の職員」を「第三条第一号の地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県条例第四十四号

秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例

目次

第一章 総則（第一条 第五条）

第二章 リサイクル製品の認定及び認定リサイクル製品の利用の推進に関する施策（第六条 第十一条）

第三章 秋田県リサイクル製品認定審査委員会（第十二条 第十六条）

第四章 雑則（第十七条・第十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、リサイクル製品の認定及び認定リサイクル製品の利用の推進に関し必要な事項を定めることにより、リサイクル産業の育成並びに資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化を図り、もって循環型社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 リサイクル製品 循環資源（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第三項に規定する循環資源をいう。）を原材料の全部又は一部として製造又は加工される製品をいう。

二 半製品等 リサイクル製品のうち、他のリサイクル製品の原材料として利用されるものをいう。

三 認定リサイクル製品 第六条第一項の認定を受けたリサイクル製品をいう。

四 認定事業者 その製造、加工又は販売（以下「製造等」という。）に係るリサイクル製品について第六条第一項の認定を受けた者をいう。
（県の責務）

第三条 県は、自ら率先して認定リサイクル製品を利用するように努めなければならない。

2 県は、市町村に対し、認定リサイクル製品の利用を推進するための技術的助言及び情報の提供を行うとともに、その優先的な利用に配慮するよう要請するものとする。

3 県は、事業者及び県民による認定リサイクル製品の利用が推進されるように、認定リサイクル製品に関する情報の提供、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第四条の規定に基づき環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるに当たっては、自ら認定リサイクル製品の優先的な利用に努めるようにするとともに、その区域において認定リサイクル製品の利用が推進されるよう適切に配慮するものとする。

(事業者及び県民の責務)

第五条 事業者及び県民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り認定リサイクル製品又は認定リサイクル製品を用いて提供される役務を選択するように努めるものとする。

第二章 リサイクル製品の認定及び認定リサイクル製品の利用の推進に関する施策

(認定)

第六条 リサイクル製品の製造等を行い、又は行おうとする者は、当該リサイクル製品が次に掲げる要件（県内に主たる事務所を有する者の製造等に係るリサイクル製品については、第二号から第六号までに掲げる要件に限る。以下「認定要件」という。）のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。この場合において、リサイクル製品の製造等を行おうとする者については、次項の規定による申請をした日の翌日から起算して六月以内に販売されることが確実と見込まれるときに限るものとする。

一 県内の工場又は事業場で製造又は加工されること。

二 規則で定める場合を除き、県内で発生する循環資源又は半製品等（県内で発生する循環資源を原材料とするものに限る。）を原材料とすること。

三 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている工場又は事業場で製造又は加工されること。

四 次に定める安全性に関する基準に適合すること。

(一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第三項に規定する特別管理一般廃棄物及び同条第五項に規定する特別管理産業廃棄物を原材料としないこと。

(二) それに含まれる物質が土壌に溶出する可能性があるリサイクル製品にあつては、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による土壌の汚染に係る環境基準に適合すること。

五 次の(一)から(三)までに掲げるリサイクル製品の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに定める規格に適合するリサイクル製品であること。

(一) 日本工業規格又は日本農林規格に規格の定めがあるリサイクル製品（知事が当該規格によらないことに合理的な理由があるとして秋田県リサイクル製品認定審査委員会の意見を聴いて定めるリサイクル製品（二）において「特定リサイクル製品」という。）を除く。() 日本工業規格又は日

本農林規格に定める規格